
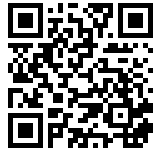


改定後	改定前
<p>E T Cカード特約（一般法人一体型用） 第2条（E T Cカードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約と<u>当社が定める会員規約ならびに会員特約</u>（以下まとめて「<u>会員規約</u>」という）を承認のうえ所定の方法で申込みをし、当社が<u>適当と認め</u>た<u>法人会員</u>をE T C一体型カード法人会員（以下「<u>会員</u>」という）とします。</p> <p>2. 会員は、会員に所属し当社からカードの発行を受けている<u>カード使用者</u>の中からE T C一体型カードの利用単位毎にE T C一体型カードの利用代金を支払うE T C一体型カードの利用者を1名指定して所定の方法で当社に届け出るものとし、当社が<u>適格と認め</u>た方をE T C一体型カード使用者（以下「E T C一体型カード使用者」という）とします。なお、会員は、E T C一体型カード使用者の届け出にあたり、E T C一体型カード使用者本人に本特約および会員規約の内容を示し、承認を得るものとします。</p> <p>（略）</p> <p>4. 会員は、E T C専用カードの利用単位毎に属する役員・従業員（支払責任者を含まないものとする）の中から、E T C専用カードを社用を使用する方を指定して当社に所定の方法で<u>届け出</u>ことができ、当社が<u>適格と認め</u>た方をE T C専用カードの利用者（以下「E T C専用カード使用者」という）とします。なお、会員は、E T C専用カード使用者の<u>届け出</u>にあたり、E T C専用カード使用者本人に本特約の内容を示し、承認を得るものとします。</p>	<p>E T Cカード特約（一般法人一体型用） 第2条（E T Cカードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約と<u>しんきんカード法人会員規約並びに個人事業主法人会員特約</u>（以下まとめて「<u>会員規約</u>」という）を承認のうえ所定の方法で申込みをし、当社が<u>適当と認め</u>た<u>法人</u>をE T C一体型カード法人会員（以下「<u>会員</u>」という）とします。</p> <p>2. 会員は、会員に所属し当社からカードの発行を受けている<u>使用者</u>の中からE T C一体型カードの利用単位毎にE T C一体型カードの利用代金を支払うE T C一体型カードの利用者を1名指定して所定の方法で当社に届け出るものとし、当社が<u>適格と認め</u>た方をE T C一体型カード使用者（以下「E T C一体型カード使用者」という）とします。なお、会員は、E T C一体型カード使用者の届け出にあたり、E T C一体型カード使用者本人に本特約および会員規約の内容を示し、承認を得るものとします。</p> <p>（略）</p> <p>4. 会員は、E T C専用カードの利用単位毎に属する役員・従業員（支払責任者を含まないものとする）の中から、E T C専用カードを社用を使用する方を指定して当社に所定の方法で<u>届出</u>ことができ、当社が<u>適当と認め</u>た方をE T C専用カードの利用者（以下「E T C専用カード使用者」という）とします。なお、会員は、E T C専用カード使用者の<u>届出</u>にあたり、E T C専用カード使用者本人に本特約の内容を示し、承認を得るものとします。</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第7条 (紛失・盗難)</p> <p>1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等 (以下まとめて「紛失・盗難」という) により他人に不正利用された場合、会員および支払責任者および使用者は、連帯してその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、支払責任者は、ETC一体型カードで利用代金を支払うすべてのETC専用カードの利用代金について会員と連帯して支払いの責を負うものとします。また、ETC専用カード使用者は、使用者に貸与されたETC専用カードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払の責を負うものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第7条 (紛失・盗難)</p> <p>1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等 (以下まとめて「紛失・盗難」という) により他人に不正利用された場合、会員および支払責任者および使用者は、連帯してその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、支払責任者は、ETC一体型カードで利用代金を支払うすべてのETCカードの利用代金について会員と連帯して支払いの責を負うものとします。また、ETC専用カード使用者は、使用者に貸与されたETC専用カードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払の責を負うものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第8条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>(略)</p>	<p>第8条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>(略)</p>
<p>第11条 (退会)</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法</u>により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた</p>	<p>第11条 (退会)</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙</u>により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた</p>

<p>場合には、全E T Cカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのE T Cカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者がE T Cカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法</u>により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のE T Cカードを当社に返却するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>場合には、全E T Cカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのE T Cカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者がE T Cカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙</u>により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のE T Cカードを当社に返却するものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第12条 (再発行)</p> <p>1. E T Cカードの再発行は、当社所定の方法で届け出を行い、当社が<u>適当と認めた</u>場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のE T Cカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第12条 (再発行)</p> <p>1. E T Cカードの再発行は、当社所定の<u>届け出を提出していただき</u>当社が<u>適当と認めた</u>場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のE T Cカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第15条 (特約の変更)</p> <p><u>本特約の変更については会員規約の変更に関する規定を適用するものとします。</u></p>	<p>第15条 (特約の変更、承認)</p> <p><u>本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にE T Cカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>
<p><u>E T Cシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u></p> <p><u>E T Cシステム利用規程</u></p>  <p>https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</p> <p><u>E T Cシステム利用規程実施細則</u></p>	



<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>